

平成 11 年 12 月 20 日

関係各位

松井証券株式会社
取締役社長 松井 道夫
<http://www.matsui.co.jp/>

『預かり資産包括補償制度』の導入について

2001 年 4 月のペイオフ解禁を控え、松井証券では顧客からの預かり資産（以下、顧客資産）の保全をより充実することを目的に、『金融機関等包括補償保険』の購入を行いましたのでお知らせします。

添付別紙でご説明の通り、松井証券では、顧客資産の保全につきましては、徹底的な分別管理およびディスクロージャーの実施等、本邦証券業界では最も積極的かつ先進的な取組を行っております。また、ペイオフ解禁後であっても、投資者保護基金によって、顧客資産は 1,000 万円を限度に保護されることとなっており、ある一定金額のプロテクションが準備されております。

しかし、松井証券では、不測の事態により顧客資産の毀損が生じ、さらに松井証券自身が経営破綻を来した場合であっても、投資家の皆様にご迷惑をお掛けしない体制作りを最優先のサービスであると考え、その一環として、今般、損害保険商品の購入をすることと致しました。

欧米においては、『投資者保護基金の上乗せ補償保険』は多くの証券会社が採用しており、『アカウント・プロテクション』として、投資家の皆様にサービス内容の開示がなされております。投資家に自己責任を求める以上、証券業者としても自己責任において投資家に安心感を与える責任があるという欧米流の哲学であると考えております。

残念ながら、本邦では『基金の上乗せ保険』は現在販売されておられません。しかしながら、現在購入可能な保険商品の一部改良を検討することで、顧客資産の毀損に対するリスクを大幅に軽減可能な保険プログラムの購入ができました。

松井証券では、今後とも多様化する投資家のニーズにお応えし、ご満足戴けるサービスの開発・提供に努めて参ります。

【本件に関する問い合わせ先】

広報担当： 元久 存（もとひさ めぐむ）
電話： 03-3281-6668
アドレス： pr@matsui.co.jp

【お取引に関する問い合わせ先】

お客様いらっしゃいませセンター
電話： 03-3281-3840
アドレス： info@matsui.co.jp

大正 7 年創業以来、昔も今も個人のお客様とともに

『預かり資産包括補償制度』に対応する保険の概要

項 目	内 容
損害保険名 および概要	<p>金融機関等包括補償保険 (F I B 保険 : F inancial I nstitution B ond)</p> <p>* 不測の事態により生じる財産上の直接損害を幅広くカバーする保険。</p>
保険の目的 (対象となる資産)	<p>松井証券ネットストック口座における預かり資産 (以下、顧客資産)</p> <p>* 預かり資産とは、証券取引法上の顧客から預託を受けた、または顧客の計算に属する有価証券または金銭(貨幣)をいいます。</p>
保険金を支払う場合	<p>顧客資産について、同保険の対象となる事故により損害が生じた場合、かつ、証券取引法上で投資者保護基金(以下、保護基金)が発動する経営破綻が当社に生じた場合。</p> <p>* F I B 保険の対象となる事故とは、窃盗・強盗・火災等の偶発的な事故、偽造・変造事故、従業員による犯罪、コンピュータ犯罪等をいう。</p> <p>* 取引に関わる損失等は本保険の対象外。</p>
保険契約者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者は松井証券株式会社 ・ 元受損害保険会社はニッセイ損害保険株式会社
保険金額	<p><u>1 顧客あたり 10 億円を限度額</u></p> <p>* 顧客資産について、同保険の対象事故により生じた損害額を個別協定した暫定損害合計額と、保護基金・信託銀行等から補てんまたは返還されない顧客資産合計額のいずれか低い金額を総てん補限度額を上限に支払う。</p>

松井証券の取り組み

1. 徹底的な分別管理

- ・ お預りの株券はほぼ 100%保管振替機構に預託しています。
(業界平均は約 30%)

- ・ 顧客勘定の現金は毎日、信託銀行に分別預託しています。

～ デイリー分別管理 ～

(法定基準は 1 週間に 1 度の計算日を設け、週に一度預託する仕組み)

2. 信託先の分散

- ・ 顧客分別金の信託額をわが国の証券会社で唯一ディスクローズしています。
- ・ 松井証券は独立系の証券会社なので、顧客分別金を特定の信託銀行に集中する必要がありません。
- ・ 顧客分別金の信託先は現実に以下の信託銀行に分散しています。

【顧客分別金信託銀行】

日証金信託銀行

三井信託銀行

第一勧業富士信託銀行

3. 内部管理体制の充実

- ・ 完全前受制の導入により、顧客との紛争が非常にがまれです。
- ・ 長年、『押しつけない営業』を行っていることは周知のことです。社員に対する『ノルマ』『販売目標』『自主目標』など、顧客に対するセールスを管理する手段はありません。
- ・ ややもすれば不祥事や顧客との紛争を起こしがちな『営業マン』は全廃しました。
- ・ コンプライアンス体制は充実しています。たとえば、信用取引口座の開設を審査するのは営業部門ではなく、コンプライアンス（監査部門）です。
- ・ デリバティブ、仕組債、債務保証などのリスクの高い取引は行っていません。
- ・ 自社で大きなポジションを保有する必要がある債券取引もほとんど行っていません。

4. T + 0 取引の導入

- ・ 完全前受制の導入により、いわゆる『鉄砲商い』等のリスクは考えられません。
(ネットストックは売買審査機能を有しています。)
- ・ わが国の決済はT + 3で行われていますが、世界の趨勢はT+1取引になりつつあります。T (Transaction) 取引の翌日に業者間の決済が行われるということです。松井証券が採用している完全前受制はいわば、T + 0 (即時決済) の取引を行っていることとなります。T + 0取引によって、お客様、証券業者ともに決済リスクが大幅に低減することとなります。

5. 顧客口座名寄せの完了

- ・ 1顧客が複数の口座を開設することはできません。
(松井証券では平成11年10月1日をもって、顧客口座の名寄せが完了。)

6. 80年の歴史

- ・ 大正7年以来、個人投資家中心の営業を継続しています。

7. 健全な経営指標

- ・ 営業収支率、経常収支率などの主要な経営指標は東証正会員中1位を維持しています。
- ・ 証券不況下にあっても6期連続黒字を維持しています。
- ・ 特定の系列に属していないために、親会社等の業績または意向に経営が左右される恐れはありません。将来においても特定の会社の商品のみを売るリスクに晒されることはありません。

8. ディスクローズに対する姿勢

- ・ 取引ルール、分別保管金を含む経営状況、売買代金、注文件数、さらにはシステム構成までも徹底的にディスクローズしています。
- ・ お客様からの質問、要望も電子メールで受付けています。

9. イノベーター松井証券に対するお客様の期待と信頼

- ・ 急増する顧客数、売買代金がお客様の信頼の証と考えられます。

- ・ 保護預り料の廃止、店頭株式手数料の半額化、コンピュータメーカーとの業務提携、自由化に向けての新手数料発表、10億円書留保険など、わが国初の取り組みを行ってきた実績があります。